最終更新日:2016年8月24日
イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長　堀内 信介
問合せ先:取締役　仲村 淳
証券コード:2493
http://www.e-supportlink.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に適切に対処するための迅速な意思決定を行うこと、経営監視機能を強化すること、コンプライアンスを徹底すること、株主・取引先・従業員等のステークホルダーに対して、迅速かつ適切な情報開示を徹底するという基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ファーマインド	821,200	18.55
株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス	198,300	4.48
ピー・エス・アセット・ホールディングス株式会社	188,300	4.25
株式会社上組	166,700	3.76
東洋埠頭株式会社	111,100	2.51
オリックス株式会社	111,100	2.51
株式会社フレッシュプロデュースドットコム	105,000	2.37
イーサポートリンク従業員持株会	66,600	1.50
堀内　信介	25,000	0.56
尾崎　清史	12,000	0.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は現在、支配株主及び親会社並びに上場子会社等を有していないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情として記載すべき事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村井　勝	他の会社の出身者											
関根　近子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井　勝	○	当社独立役員	村井勝氏は、日米の経営に精通しており、IT業界での経験も豊富であり、今後の当社の事業推進にあたりこれまで蓄積した専門的な知識・経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要取引先の出身者等でないことから、独立性の高いものと認識しております。 【独立役員の確保の状況】 平成22年３月17日開催の取締役会において、上記の通り独立性の高いこと並びに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に選定しました。
関根　近子	○	当社独立役員	関根近子氏は、営業経験も豊富であり、大手化粧品会社の執行役員として培われた経験を

			もとに、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。 【独立役員確保の状況】 平成28年1月20日開催の取締役会において、上記のとおり独立性の高いこと並びに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に選定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的にミーティングを行い、お互いの適正な監査の遂行のために連携を図っております。
監査役と内部監査部門である監査部は、毎月ミーティングを行い、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、相互に報告をするなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　日出夫	他の会社の出身者													
吉田　茂	他の会社の出身者													
升田　和一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　日出夫	○	当社独立役員	

			伊藤日出夫氏は、金融分野及び企業経営等の豊富な経験や実績、高い見地を有しております。この豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任と判断し選任しております。また、伊藤日出夫氏は当社主要取引先である株式会社みずほ銀行の出身者でありますが、同行を退職しており、中立・公正な立場を保持していると判断しており、独立性の高いものと認識しております。 【独立役員の確保の状況】 平成22年3月17日開催の取締役会において、上記の通り独立性の高いこと並びに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に選定しました。
吉田　茂	○	当社独立役員	吉田茂氏は、企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であると考え、当社の社外監査役に適任と判断し選任しております。 また、吉田茂氏は親会社や兄弟会社、大株主企業、主要取引先の出身者等でないことから、独立性の高いものと認識しております。 【独立役員確保の状況】 平成25年1月11日開催の取締役会において、上記のとおり独立性の高いこと並びに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に選定しました。
升田　和一	○	当社独立役員	升田和一氏は、金融分野及び企業経営、また管理部門での豊富な経験と幅広い識見を有していることから、当社の社外監査役に適任と判断し選任しております。 また、升田和一氏は親会社や兄弟会社、大株主企業、主要取引先の出身者等でないことから、独立性の高いものと認識しております。 【独立役員確保の状況】 平成25年1月11日開催の取締役会において、上記のとおり独立性の高いこと並びに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

―――

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第18期に支払った取締役の報酬等の総額
112,616千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、その総額を株主総会において決議し、各取締役の個別報酬については、報酬委員会の審議のもと取締役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催日及び議題・資料配付は、担当部署から事前に連絡・案内等しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

重要会議・各種委員会・内部監査・会計監査につきましては、以下のとおり実施しております。

取締役会
取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）及び社外監査役3名で構成されており、毎月1回の定例取締役会並びに必要に応じて開催される臨時取締役会において業績・財政状態などの報告及び経営に関する重要事項を決定しております。

監査役会
監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されており、期初に監査役会が策定しました監査方針及び監査計画に従い監査を行なっております。また、監査役全員が取締役会へ出席、常勤監査役が経営会議など重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、各部門・拠点・子会社へのヒアリングを行なうなど多面的な監査を行なっております。

経営会議
経営会議は、業務執行上の重要事項や課題について審議すること及び情報の共有化を図ることを目的として、毎月1回開催しております。経営会議のメンバーは社長、専務執行役員、常務執行役員、グループマネージャー等で構成されており、常勤監査役も出席しております。

報酬委員会
報酬委員会は、会社の経営の透明性確保に資することを目的に、社長及び社外監査役2名で構成されており、執行役員が受ける報酬の方針の策定、取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬内容について審議しております。

コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の強化・充実を図るため、社長を委員長として、取締役、管理グループマネージャー及び常勤監査役で構成されております。具体的な取り組みといたしましては、階層別のコンプライアンス研修の実施及び社内通報制度を導入しております。

リスクマネジメント委員会
リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントについて体系的に定めたリスク管理規程のもと、社長を委員長として管理グループ担当取締役、各部社員により構成されております。リスクの抽出、モニタリングなどを含めたリスク管理プロセスを導入し、全社リスクの管理に当たっております。

内部監査
監査部が内部監査及び内部統制の評価を担当し、監査役会、会計監査人と連携して監査機能の充実に努めております。

会計監査
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は岩田亘人、川村啓文の2名であり、三優監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の人数は、平成28年11月期で6名であり、その構成は、公認会計士4名、その他2名となっており、いずれも三優監査法人に所属しております。

監査役の機能強化に向けた取組状況
「監査役の機能強化に向けた取組状況」に関しては、前述の監査役関係に記載の通りでございます。社外取締役に関する事項2名の社外取締役を選任しており、取締役会の監督機能強化や経営の中立性、客観性を高める役割を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成されております。また、6名で構成される取締役会には、社外取締役2名を選任し、経営監視機能の客観性・中立性を確保しております。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行を分離し、より一層経営のチェック体制の強化及び効率化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目処に発送しております。
その他	交通至便な会場で開催することにより、より多くの株主様にご参集いただけるよう配慮しております。 ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期に1 度の割合で機関投資家、アナリスト向けの説明会を実施しております。説明会においては、社長自らが決算情報・次期の見通しの概要・進捗状況等について、図表等を用いてわかりやすい説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報の掲載のほか、財務業績などを掲載しております。また、決算説明会資料や株主通信等も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理グループIR担当が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを策定しており、自社ホームページに掲載しております。
その他	【女性の活躍の方針・取り組みに関して】 当社では、女性の活用を進めており、採用や昇格などあらゆる点において、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。なお、女性役員１名を登用しており、管理職のうち女性比率は15.8%程度であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成27年5月22日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしました。

1．当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び業務の適正を確保するための体制
（1）当社及びその子会社と取締役との取引等については、取締役会の決議を要するものとする。
（2）当社は、代表取締役社長を委員長とし、各グループを管掌する取締役及び常勤監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス体制確立のための委員会を設置し、以下に記す対策を実施することによりコンプライアンス体制の確立を図る。なお、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告し原因究明や再発防止策を講ずる。
（3）コンプライアンス基本方針に基づいたコンプライアンス行動規範、コンプライアンス・マニュアルを策定し、使用人への浸透を図る。
（4）職務権限に関する規程を適宜見直し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
（5）管理職、使用人に対して、必要な研修を定期に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要な研修を実施する。
（6）内部通報制度を整備し、使用人に対してその周知を図る。
（7）当社は、代表取締役社長直轄の監査部を設置し、内部監査規程に基づく監査を実施し、法令・定款・社内規程等の遵守を確保する。内部監査結果は、代表取締役社長に適宜報告するとともに、被監査部門に改善・是正を求める。また、内部監査結果は、監査役にも報告し情報共有を図る。
（8）適切な開示を果たすため、当社に生じた情報が重要情報に該当するか否か・開示の要否・時期・方法等に関する事項を協議する「開示委員会」の設置等、必要な規程・体制を整備する。
（9）当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応することとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理に関する規程等に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの書類を閲覧できる体制とする。

3．当社及びその子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、当社及びその子会社のリスクの抽出・検討・対策を講じ、リスクを適切に管理する。なお、経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、又は発生する恐れが予想される場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。

4．当社及びその子会社の取締役の職務執行の効率性の確保が図られるための体制
（1）当社及びその子会社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに全取締役の業務執行状況の監督を行う。
（2）取締役会は、取締役の職務執行の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用、取締役に対する必要な情報の提供を行う。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社及びその子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上及び業務の適正を確保することに努める。
（2）子会社の取締役、ないしは監査役を兼任する当社の取締役を中心に子会社の運営を監督する。
（3）当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を保持しつつ、関係会社管理規程を定め、子会社の適正な経営管理を行う。また、当社の監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換を図るとともに、監査部による子会社の内部監査の実施等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実行性の確保に関する事項
（1）当社は、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を任命するか、若しくは、監査役の補助業務を行う部署を定めることとし、その具体的内容については、監査役会と協議し、その要請を十分考慮して検討する。
（2）補助使用人を設置する場合、その使用人の独立性を確保するため、当該補助使用人の任命・異動・評価等人事権に係る事項の決定については監査役会の事前の同意を必要とする。
（3）補助使用人を設置する場合、その使用人は監査役の指揮命令に従い優先的に指示された業務を実施する。また、その優先する指示について、所属する部門の取締役及び使用人に周知徹底する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社は、取締役会には必ず監査役の出席を求め、取締役より監査役に対して業務の執行状況を報告する。
（2）取締役並びに使用人は、会社に損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

8．当社及びその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社の取締役及び使用人は、法令及び定款・内部規定等に違反、その他会社に著しく損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告を行うものとする。
（2）監査役は、当社及びその子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
（3）当社は、監査役に対し報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないよう、報告者を保護するものとする。
（4）当社は、内部通報制度を設け、当社及びその子会社の取締役及び使用人等が社外のヘルプラインを通じて内部通報を行い、個人の特定ができない体制を構築することで当該通報を理由とした通報者への不利益な扱い、報復行為や差別行為等から通報者を保護するものとする。

9．監査役の業務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は責務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の業務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
（2）監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部のアドバイザーを任用することができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の重要性を理解し、財務報告の適正性を確保するため、関連諸規程類を整備するとともに内部統制の体制整備と有効性向上を図ることとする。

※平成18年5月11日 制定
平成19年4月13日 改定
平成20年11月20日 改定
平成21年12月17日 改定
平成27年5月22日 改定

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、以下の取組みを実施しております。

1. 関係遮断の宣言
当社は、代表取締役等経営トップをはじめ、全社員が反社会的勢力との関係遮断を宣言し、その旨の確認書に署名しております。また、関係遮断のポスター掲示等周知徹底を図っております。

2. 社内体制の整備
当社は、管理グループ総務部を反社会的勢力排除の全社的な統括部門と定め、拠点毎に対応窓口担当者を設置し、不当要求が発生した場合は総務部へ迅速に情報を一元化する体制を整備しており、外部専門機関等と連携し早期対応可能な体制を構築しております。また、対応窓口担当者に対しては、対応マニュアルやビデオ教材等により教育を実施しております。

3. 取引先審査及び株主の属性判断
当社は、外部専門機関等からの情報をもとに反社会的勢力の情報をデータベース化しており、新規取引先審査において、反社会的勢力に該当する場合には、取引を実施しないこととしております。また、株主については、株主名簿管理人の協力を得て、株主の属性判断等を実施しております。

4. 外部専門機関との連携
当社は、所轄の警察署との連携はもとより、（社）警視庁管内特殊暴力対策連合会に加盟しており、同会が主催するセミナーへの参加や会報等により各種情報を入手するなど緊密な連携関係を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針
　当社は、株主・投資家をはじめとする皆さまに、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券報告書の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」（以下「適時開示規則」という）に基づく会社情報の把握及び適切な開示、並びに当社が独自に投資判断に影響を与えると判断した会社情報につきましても自主的に開示に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制
(1) 決定事実に関する情報当社の業務執行上の重要事実については、取締役会において決議を行っておりますが、当社の取締役会付議案件は、あらかじめ「適時開示規則」に定められた事項に該当するか否か検討し、該当する重要事項については決議後すみやかに開示いたします。
(2) 発生事実に関する情報当社は、当該事実を発見した役職員から情報取扱担当者を通じて情報取扱責任者にすみやかに報告される体制を築いております。報告を受けた情報取扱責任者は、開示委員会を開催し、当該事実が重要事実に該当するか否か、開示における要否等の一切のことを協議し、社長に起案し承認後すみやかに開示いたします。
(3) 決算に関する情報決算情報につきましては、管理グループ財務経理部を開示資料作成の責任部署とし、取締役会にて承認後、すみやかに開示いたします。また、業績予測の修正等につきましては、事業戦略室を主管部門とし、取締役会にて承認後、すみやかに開示いたします。
(4) 自主開示に係る情報当社は、開示委員会にて協議の結果、投資判断に影響を与えると判断した会社情報は、社長に起案し承認後、自主的に開示するように努めます。

【社内体制フロー】

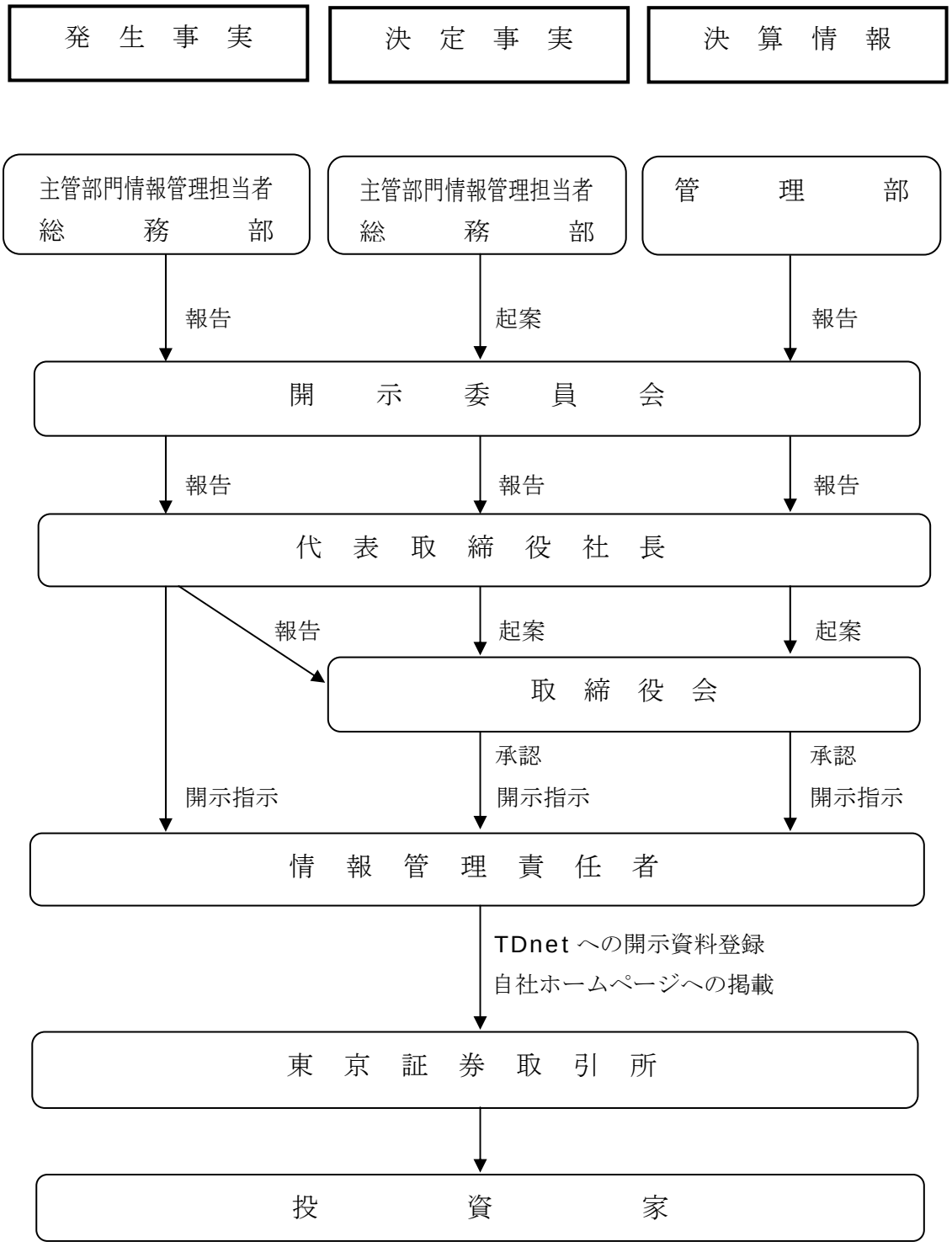
発　生　事　実
決　定　事　実
決　算　情　報
主管部門情報管理担当者
総　　務　　部
主管部門情報管理担当者
総　　務　　部
管　　理　　部
報告
起案
報告
開　　示　　委　　員　　会
報告
報告
報告
代　表　取　締　役　社　長
報告
起案
起案
取　締　役　会
承認
開示指示
承認
開示指示
開示指示
情　報　管　理　責　任　者
TDnet への開示資料登録
自社ホームページへの掲載
東　京　証　券　取　引　所
投　　資　　家

以　上

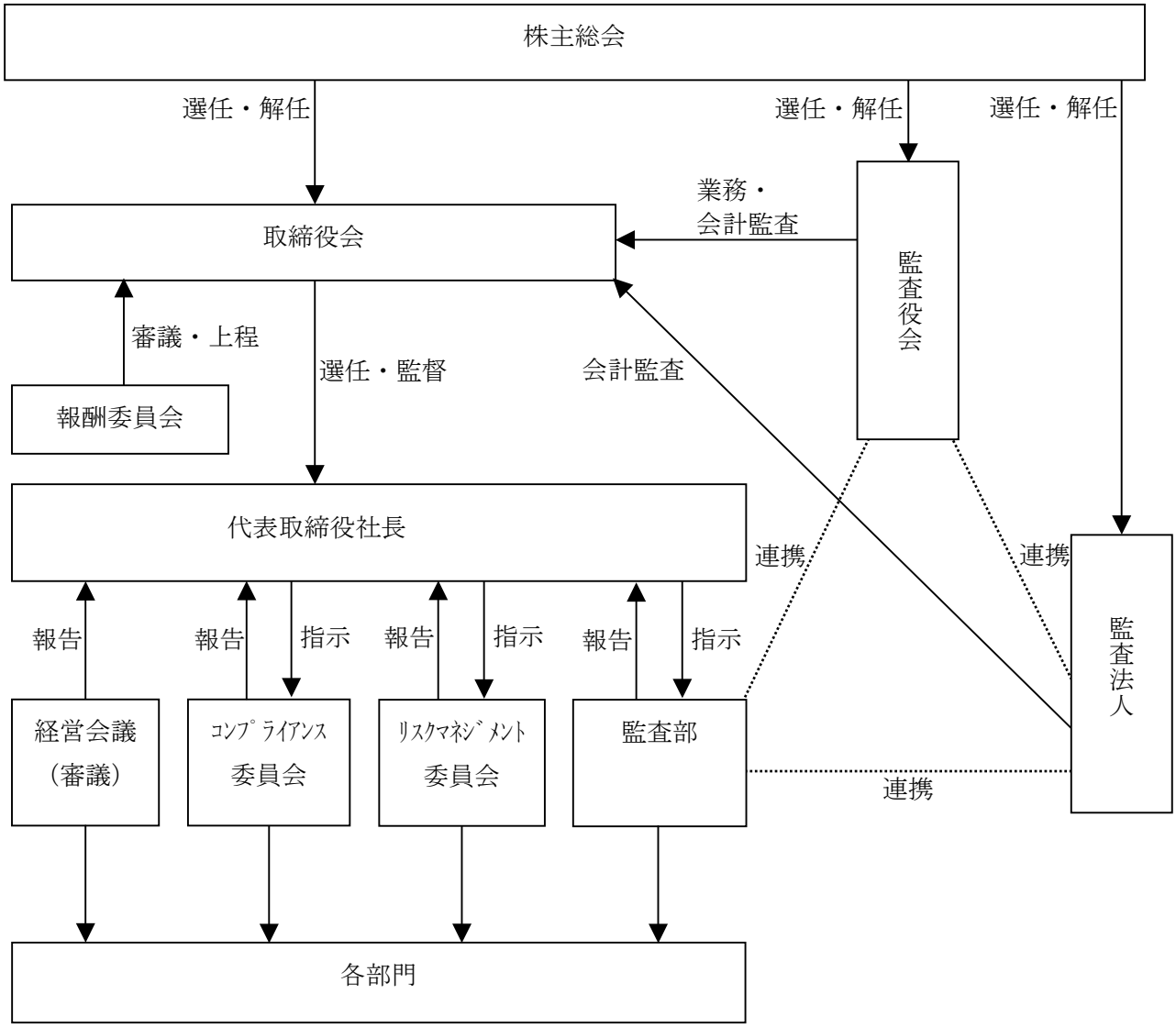
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
業務・
会計監査
取締役会
監査役会
審議・上程
選任・監督
会計監査
報酬委員会
代表取締役社長
連携
連携
監査法人
報告
報告
指示
報告
指示
報告
指示
経営会議
（審議）
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ
委員会
ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
委員会
監査部
連携
各部門